

資料7

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和7年〇月〇日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

ジンプロピリダズ、フェリムゾン、フェンメディファム

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和7年5月1日（木）～ 令和7年5月31日（土）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1件
- ・郵送 0件

（2）提出意見の総数 1件

（3）提出意見に対する考え方

別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	反対します。農薬を散布するから、強力に抵抗性を持った植物育ち、それが被害の原因なのは、容易に想像ができます。それが土壌汚染につながり、日本の土壌を汚染していますよね。汚染たれた土壌で生産し、農薬まみれの大手スーパーの農作物は、すでに安心安全な作物ではないと言っているようなものだと思います。	農薬は、病虫害や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき、生活環境動植物への影響等について評価を実施し、使用基準に従って使用すれば安全であると確認できる場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。